

## 10月25日以降の教育部所管の施設及び事業等について

### 1 学校関係について

- ・学校施設開放（夜間及び特別教室等）について、以下のとおり再開する。

(1) 使用再開期日

令和3年11月1日

※学校施設開放運営委員会の準備が整い次第順次再開。

(2) 再開場所

小・中学校の特別教室、第四中学校温水プール

(3) 開放時間

条例どおりの時間区分に戻す。

(4) 使用再開条件

- ①感染予防対策（利用人数制限、使用時の消毒、利用者把握のためのA～C票の作成等）は継続。
- ②新規団体登録は不可とする。

### 2 生涯学習施設について

- ・市民会館及び武蔵野プレイスの閉館時刻について、以下のとおり変更する。

(1) 閉館時刻

条例どおり午後10時に戻す。

(2) 变更日期

令和3年10月25日

- ・総合体育館及び温水プールの閉館時刻について、以下のとおり変更する。

(1) 閉館時刻

条例どおり午後9時30分に戻す。

(2) 变更日期

令和3年10月25日

- ・中央および吉祥寺図書館については、飛沫防止パネルの増設等により引き続き感染予防対策を徹底したうえで席数の回復を図り開館する。学習席の市民利用限定は解除する。